

## ○岡山市立保育所等延長保育実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、市立保育所等における保育時間の延長を行うことにより、児童福祉の充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 岡山市立保育所条例(昭和39年市条例第43号)第2条に規定する市立保育所及び岡山市立認定こども園条例(平成27年市条例第22号)第4条に規定する市立認定こども園をいう。
- (2) 延長保育 保育所等に入園する児童(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)に対して行う標準時間延長保育及び短時間延長保育をいう。
- (3) 標準時間延長保育 年末年始12月29日から12月31日まで及び翌年の1月1日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び日曜日(以下「保育所等の休日」という。)及び土曜日を除く日において、保育所等の閉所時刻から1時間延長して保育を行うことをいう。
- (4) 短時間延長保育 保育所等の休日を除く日において、保育所等の保育短時間設定時間の前後で開所時間を超えない時間帯において、保育短時間認定(法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))の区分により行われるもの。)の児童に対して保育時間を延長して保育を行うことをいう。

### (延長保育事業の内容)

第3条 延長保育は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により保育時間を延長する必要があると認められる児童に対して実施すること。
- (2) 標準時間延長保育については、担当する保育士を2名以上配置し、かつ、標準時間延長保育を受ける児童の状況に応じて適切な人員配置を行うこと。
- (3) 短時間延長保育については、短時間延長保育を受ける児童の状況に応じて適切な人員配置を行うこと。ただし、それにより保育標準時間認定(法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。))の区分により行われるもの。)の児童の保育に必要な人員配置を妨げてはならない。
- (4) 延長保育を受ける児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (5) 日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。
- (6) その他保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に留意し、適宜、実態に合わせて実施すること。

(延長保育事業の利用手続)

第4条 延長保育を利用しようとする者は、市長に対し、あらかじめ延長保育の申込みをしなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、速やかに延長保育の実施の可否について決定し、その結果を申込者に通知しなければならない。

(延長保育事業の利用料)

第5条 前条の規定により延長保育の承諾を得た者は、保育所を利用する場合は延長保育料を、認定こども園を利用する場合は延長利用料（以下、併せて「利用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、標準時間延長保育を利用する児童1人当たり月額2,500円とし、短時間延長保育を利用する児童1人当たり月額1,000円とする。ただし、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）別表第2に定める各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層に該当する場合は無料とする。

3 利用料は、毎月末日(12月にあつては、25日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

4 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか延長保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。